

# 全中連外国人技能者支援事業 利用規約

この利用規約（以下「本規約」）は、一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会（以下「当会」）と、当会会員（以下「会員」）との関係において、全中連外国人技能者支援事業（以下「本事業」）の利用条件を定めたものです。会員の皆様には、本規約に従って本事業をご利用頂きます。

## 第1章 総則

（利用規約の適用）

第1条 当会は、会員との間に本規約を定め、会員より本事業の利用申込を頂いた時点で、本規約を承認したとみなします。また、当会が策定する諸規定も本規約の一部を構成します。

（利用規約の変更）

第2条 当会は、本事業の円滑な運営のために必要と判断した場合、本規約を変更することができます。変更後の利用規約については、当会ホームページ、その他の方法により会員に通知し、通知した時点からその効力を生じます。

（用語の定義）

第3条 会員とは、当会の正会員団体所属会員並びに賛助会員の総称です。

## 第2章 利用申込等

（利用の申込）

第4条 本事業の利用申込は、利用希望者が本規約に同意の上、当会が別に定める必要書類の提出及び事業費の払込みによって利用の申込を行い、当会が承認することによって完了するものとします。

2. 賛助会員の場合は、事前に当会賛助会員への入会が必要となります。

賛助会員会費（年額） 12,000円 （月額：1,000円）

※年度（4月1日～翌年3月31日）途中の加入の場合の会費は、月割り計算。

(利用申込の拒絶)

第5条 当会は、本事業利用申込者が同条第2項に該当する場合、利用申込を認めない場合が有ります。またその場合、既に払込頂いた事業費等はご返金します。

※賛助会員の場合は、賛助会費も合わせて返金し、賛助会員資格も喪失します。

2. 利用申込書に虚偽の事項を記載し、利用申込を行った場合。

(会員の種類・事業費)

第6条 会員の種類、事業費は次の通りです。(事業年度4月1日～翌年3月31日)

(1) 正会員団体所属会員

年額事業費 0円 (月額事業費 0円)

(2) 賛助会員

年額事業費 48,000円 (月額事業費 4,000円)

※年度途中からの利用の場合、当該年度末までの月割り計算

※事業費の払込は年額、中途利用申込の場合の月割り額とも一括払いとします。

(賛助会員の本事業の利用期限)

第7条 当会の利用申込承認月から当該年度末までになります。

2. 本事業の利用の継続を希望される場合は、当該年度末までに賛助会員会費(年額)及び本事業の事業費(年額)の払込を行うことにより、次年度の1年間継続利用することができます。

### 第3章 利用申込書記載事項の変更等

(会員の代表者氏名、名称・商号等の変更)

第8条 会員は、その代表者氏名、商号・名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等に関する事項に変更があった場合は、速やかに書面によりその旨を当会事務局へ通知する必要がある有ります。

※法人の会員は、代表者氏名、商号・名称、住所に変更があった場合、現在事項全部証明書の写しも添付して下さい。

2. 前項の規定による変更通知の当会への未通知等によって、当会からの会員への通知、連絡、書類等が遅延または不達になったとしても、当会はその責任を負わないものとします。

#### 第4章 本事業利用資格の喪失

(利用資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その利用資格を喪失します。

- (1) 利用申込書に虚偽の事項を記載したことが後日判明した時。
- (2) 当会が収納代行を行う、受入企業による1号特定技能外国人の受入負担金の支払が3か月を超えて滞納された場合。
- (3) 本規約に違反した場合。
- (4) その他、当会が本事業利用会員として不相当と判断した場合。

(事業費等の不返還)

第10条 一度払い込まれた事業費等は、第5条第1項の場合を除き返還しません。

#### 第5章 本事業の利用停止

(利用の停止)

第11条 本事業の利用を停止する場合は、利用停止届を当会事務局に届け出て、以降の利用を停止することができます。

#### 第6章 情報管理

(個人情報の保護)

第12条 当会は、当会が保有する本事業の利用会員の個人情報に関して適用される法規を遵守するとともに、当会が定める個人情報取扱規程に従い、個人情報を適切に取扱うものとします。

## 第7章 損害賠償等

(損害賠償)

第13条 会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、当会が損害を受けた場合、当該会員は、当会が受けた損害を当会に賠償することとします。

(免責)

第14条 当会は、会員に提供する本事業の利用により発生した会員の損害等に対し、第12条に定める場合及び当会の故意または過失による場合を除き、いかなる理由によっても損害賠償責任を負わないものとします。

## 第8章 残存条項

(残存条項)

第15条 本事業の利用の終了もしくは、会員資格を喪失された場合であっても、第12条から第14条及び本条の規定は有効に存続するものとします。

## 第9章 その他

(規定の追加)

第16条 本規約に定めのない事項で、必要と判断される事項については、順次当会が定めるものとします。

付 則

この規約は、令和4年4月1日より施行する。